

平成 年 月 日

保護者 殿

南風原町立南風原中学校  
学校長 淵田 立身  
(公印省略)

出席停止の通知

お子さんは、下記○印の感染症の疑いがあります。他の生徒へ感染のおそれがありますので、学校保健安全法第 19 条の規則に基づき出席停止になります。なお、出席停止期間は欠席扱いにはなりません。医師の指示を守って療養させてください。なお、出席停止期間は下記の通りですので遵守して下さい。登校の際は、下段の登校許可証に保護者が必要事項を記入の上、学級担任へ提出して下さい。

	病 名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・ペスト・痘瘡・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎（ポリオ）・パラチフス・重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルス)	医師の許可があるまで（治癒するまで）
第二種	インフルエンザ	発症した後、5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・ウイルス性胃腸炎・手足口病・りんご病・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・その他の感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで

登校許可書（出席停止解除願い）

南風原町立南風原中学校  
校長 淵田 立身 様

年 組 番 氏名

- 1, 診断名 ( )  
2, 出席停止期間 : ( 月 日 ~ 月 日 )  
3, 受診した医療機関名 ( )

※正規の出席停止期間を経過し、体調が回復しましたので、登校させます。

平成 年 月 日

保護者名 印

## 「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※「発症した後5日を経過し、かつ、「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがある。(発症後4日目以降に解熱した場合(例4・5)は、出席停止の期間が延期されていく。)

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後5日を経過した後		
								登校可能		
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。)

